

○財務省令第四十号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十八条第二項及び資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第一百零二条第一項の規定を実施するため、外国為替及び外国貿易法第六十条第二項に規定する証券の様式を定める省令（平成十年大蔵省令第三十号）の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年五月二十六日

財務大臣 鈴木 俊一

外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項に規定する証券の様式を定める省令の一部を改正する省令
次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項に規定する証票等の様式を定める省令

次の各号に掲げる法律の規定に規定する立入検査又は質問を行う職員を身分を示す証票又は証明書の様式を次のように定める。

- 一 外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項
- 二 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第一百一条第一項

表面

第 _____ 号

身分証明書

官職名 _____
氏名 _____
生年月日 _____
交付日 _____年 _____月 _____日

写真

印又は刻印

上記の者は、外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項に規定する証票等の様式を定める省令各号に掲げる法律に係る立入検査又は質問を行う職員であることを証明する。

財務省国際局長 印

(国際局用)

改正前

外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項に規定する証票の様式を定める省令

外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項に規定する立入検査又は質問を行う職員を身分を示す証票の様式を次のように定める。

- 「号を加える。」
- 「号を加える。」

表面

第 _____ 号

身分証明書

官職名 _____
氏名 _____
生年月日 _____

交付日 _____年 _____月 _____日

上記の者は、外国為替及び外国貿易法第68条の規定による立入検査又は質問を行う職員であることを証明する。

財務省国際局長 印

(国際局用)

裏面

- 1 本証は、外国為替及び外国貿易法及び資金決済に関する法律の規定に基づき検査の際は必ず携帯すること。
- 2 本証を他人に貸与し、又は譲渡しないこと。
- 3 本証を紛失、汚損し、又は記載事項に変更があった場合は、即時その旨を申告して再交付を受けること。
- 4 官印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは無効とする。
- 5 検査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。

(備考)用紙は、日本産業規格B 8、64×91mmとする。

裏面

- 1 本証は、外国為替及び外国貿易法関係の検査の際は必ず携帯すること。
- 2 本証を他人に貸与し、又は譲渡しないこと。
- 3 本証を紛失、汚損し、又は記載事項に変更があった場合は、即時その旨を申告して再交付を受けること。
- 4 官印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは無効とする。
- 5 検査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。

(備考)用紙は、日本産業規格B 8、64×91mmとする。

表面

第 _____ 号

身分証明書

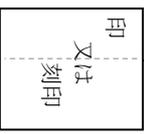
官 職 名 _____

氏 名 _____

生 年 月 日 _____

交 付 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

写真 

印 又は刻印

上記の者は、外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項に規定する証券等の様式を定める省令各号に掲げる法律に係る立入検査又は質問を行う職員であることを証明する。

財務局長又は福岡財務支局長 

(財務局又は福岡財務支局用)

表面

第 _____ 号

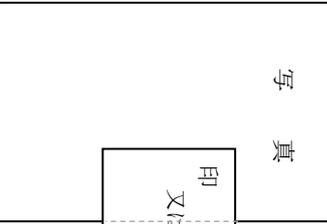
身分証明書

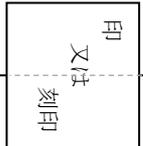
官 職 名 _____

氏 名 _____

生 年 月 日 _____

交 付 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

写真 

印 又は刻印

上記の者は、外国為替及び外国貿易法第68条の規定による立入検査又は質問を行う職員であることを証明する。

財務局長又は福岡財務支局長 

(財務局又は福岡財務支局用)

裏面

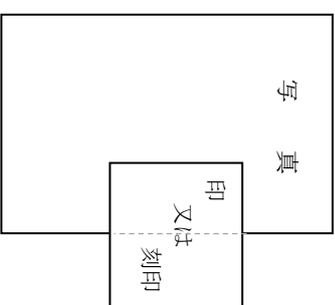
- 1 本証は、外国為替及び外国貿易法及び資金決済に関する法律の規定に基づく検査の際には必ず携帯すること。
- 2 本証を他人に貸与し、又は譲渡しないこと。
- 3 本証を紛失、汚損し、又は記載事項に変更があった場合は、即時その旨を申告して再交付を受けること。
- 4 官印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは無効とする。
- 5 検査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。

(備考) 用紙は、日本産業規格 B 8、64×91 mm とする。

裏面

- 1 本証は、外国為替及び外国貿易法関係の検査の際には必ず携帯すること。
- 2 本証を他人に貸与し、又は譲渡しないこと。
- 3 本証を紛失、汚損し、又は記載事項に変更があった場合は、即時その旨を申告して再交付を受けること。
- 4 官印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは無効とする。
- 5 検査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。

(備考) 用紙は、日本産業規格 B 8、64×91 mm とする。



備考 表中の「」の記載は注記しぬ。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和五年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。